

人道主義のパラドックスは克服されるか — 多元化・重層化する平和政策の隘路

中村 長史

はじめに

本章の目的は、「人道主義のパラドックス」論について、本書のテーマである超国家権力 (supra-national power) の出現によって、そのようなパラドックスが克服されるようになるのかを理論的に検討することにある。具体的な検討に入る前に、キーワードである「平和政策の多元化・重層化」と「人道主義のパラドックス」について、あらかじめ確認しておこう⁽¹⁾。

まず、平和政策の多元化・重層化とは、国際社会による人道危機への関与について、予防（人道危機の発生防止）・対応（深刻化防止）・再建（再発防止）という三局面への多元化と各局面における重層化がみられることを指す。予防策としては、事実調査・早期警報などの予防外交、予防展開・非軍事地帯設置などの予防行動が挙げられる。また、先例における国際社会の関与、とりわけ軍事介入の実施は、将来の地域紛争の発生を抑止することになる。国連事務局でも「抑止力としての人道的介入」(humanitarian intervention as a deterrent) という役割が着目され、軍事介入のガイドラインをあらかじめ整備しておく必要性が提言されている (UN Document, A/54/1 para69 [31 August, 1999]; SG/SM/7136 GA/9596 [20 September, 1999])。対応策は、停戦合意や和平合意の促進などである。これは、国連安保理決議を通じた要請や特使の派遣といった形でなされ、平和維持部隊や人道支援部隊の受入れ要請という形をとることが多い。要請が受け入れられれば、部隊が当該国内で展開することになるが、このような要請が受け入れられない際に、当該国の同意なき武力行使という形をとるのが、人道的介入などの軍事介入である。そして、再建策としては、国際刑事裁判や和解、紛争後平和構築などが挙げられる。

次に、人道主義のパラドックスとは、以上のような政策の多元化・重層化の結果、人道状況改善を目指すある政策が同じように人道状況改善を目指す別の政策と両立困難かつ取捨選択困

(1) 詳細については、中村 2014, pp. 111-115, 117-120 を参照。なお、同論文では、人道危機対策という表現が用いられているが、本章では人口に膾炙しつつある平和政策と表現する。平和政策という用語、そこに含まれる個々の政策の詳細については、大芝、藤原、山田編 2006 を参照。

難な関係にあるため、各政策の効果（部分最適）を積み上げても人道状況改善という最終的な結果（全体最適）につながらないことを意味する。ここで、そのような政策同士の衝突を具体的に四点挙げておこう。

第一に、「人道的介入のモラル・ハザード」として知られる議論がある（Rowlands and Carment 1998; Kuperman 2008）。これは、冷戦終結後の人道的介入規範の出現により、反政府勢力が「国際社会」の自陣営側に好意的な形での介入への期待を抱き、政府との交渉において妥協がなされず合意が困難になるという論理である。換言すれば、あらかじめ軍事介入の基準を設定することで人道危機の発生を抑止しようとする「保護する責任」のような枠組み整備が進むあまり、国際社会が和平合意の促進をしても合意が進みにくくなり、かえって紛争が長期化しかねない⁽²⁾。だからといって、「抑止力としての人道的介入」のための介入基準設定を断念することも難しい。軍事介入基準設定という予防策と和平合意促進という対応策とのディレンマであると整理できる。

第二に、「国際刑事裁判のディレンマ」として知られる議論がある（Vinjamuri and Snyder 2004; 下谷内2012）。国際刑事裁判制度が進展するあまり、人道危機発生国に人道状況改善要請に同意させることが困難になり人道危機が深刻化しかねない。制度が整備されてきた現在では、恩赦により人道危機発生国政府指導者の地位を保障することがしづらく責任を追及せざるをえない。とりわけ、国際刑事裁判所（ICC）設立後の国連事務局は、不処罰を容認する和平案は支持しないという方針を繰り返し明確にしている（UN Document, S/2004/616 [23 August, 2004]; S/2011/634 [12 October, 2011]）。その結果、訴追に対する政府指導者の不安を払拭できず譲歩への誘因が失われるため、人道状況改善への同意確保が困難になると考えられるのである。だからといって、訴追を断念し不処罰文化の蔓延を招くわけにはいかない。和平合意促進という対応策と訴追徹底という再建策のディレンマであると整理できる。

第三に、紛争後平和構築の活動内容・期間の拡大・長期化は、紛争発生国・政府指導者の主権や地位の保全への不安を掻き立てることなく平和構築を行なうことを難しくしているために、対応段階において平和維持部隊や人道支援部隊受入への当事国の同意確保がかえって困

(2) この論理に対しては、反政府勢力が軍事介入への期待を抱くのであれば、同様に政府は軍事介入への不安を抱くはずであるのにもかかわらず、なぜ政府側が譲歩をしないのかという点が説明できていない（Kydd 2010, pp. 109-110）との的確な指摘がある。ただし、軍事介入への期待を抱いた反政府勢力側の政府への態度が硬化すること自体は妥当であると考えられる。また、ボスニアやコソボ、ダルフルなどの事例において政府側や反政府勢力側が実際にそのような合理的計算をしていた点を実証できていない（Bellamy and Williams 2012, pp. 551-556）との批判がある。しかし、近年でもリビアのように傍証ながらもその論理が実際に働いていることを示唆する事例もある。2011年3月8日に反政府勢力の国民評議会は、カダフィ政権側が持ちかけた交渉の場に出ることを拒否した。国民評議会側が強硬姿勢を続ければカダフィ政権が武力弾圧を続けることは容易に予想がつき、国民評議会側がカダフィ政権側を軍事的に圧倒していたわけでもないため、国際社会の自陣営側に好意的な形での介入を期待していたと推測できるのである。

難になりかねない。特に、近年のPKOは軍事能力を高めたり行政支援などの平和構築を担ったりするようになってきたが、このようにPKOが多機能化している現在では、領域国内での活動のマンデートが当初の予定よりも拡大・長期化しやすく、かといって出口戦略をあらかじめ公表することは被介入側に抵抗のインセンティブを与えかねないためできない。その結果、PKOを含む紛争後平和構築活動の期間・内容に対する当事国・政府指導者の不安を払拭できず譲歩への誘因が失われるため、部隊受け入れへの同意確保が困難になると考えられるのである⁽³⁾。だからといって、ひとたび部隊派遣までを伴う関与をしておきながら紛争の再発を防ぐための平和構築のメニューを減らすわけにはいかず、平和維持という対応策と平和構築という再構築のディレンマが生じる。

第四に、紛争後平和構築活動が拡大するあまり、人道的介入の実施が困難になりかねない。近年では人道的介入をしておきながら紛争後平和構築を行なわないまま撤退するわけにはいかず (Keohane 2003, pp. 278-82; Blair 2010, p. 248)、しかも、長期的な紛争後平和構築のコストは短期的な軍事介入のコストを遥かに上回るものだからである。この点につき、紛争後平和構築の現地における担い手となる勢力に見通しが立たないような場合には、国際社会は軍事介入に尻込みすることになりかねない⁽⁴⁾。だからといって、人道危機の再発を防ぐための紛争後平和構築のメニューを減らすわけにはいかず、人道的介入という対応策と平和構築という再構築のディレンマから逃れられない⁽⁵⁾。このような平和政策同士の衝突の結果、必ずしも人道状況

(3) 国際社会の関与が、被関与国の同意や安保理決議の採択という条件下における治安回復という目的に限定された短期間のものであると当初から明言された東ティモールでは平和維持部隊の受け入れに政府が同意したのに対し、そのような言及がなかったリビアやコートジボワールでは同意を得られず強制的な軍事介入という局面に至ったことは、この論理が実際に働いていることを傍証ながらも示唆している。ただし、実際には平和維持部隊INTERFETの撤退後に、国連東ティモール暫定行政機構 (UNTAET) という多機能型PKOが設立された。

(4) ほぼ同時期に発生した人道危機ながら、紛争後平和構築の現地における担い手となる勢力に見通しが立っていたリビアやコートジボワールでは軍事介入がなされ、そのような見通しが立っていなかったシリアでは軍事介入がなされなかったことは、この論理が実際に働いていることを傍証ながらも示唆している。リビアにおいては、カダフィ政権による反政府デモ弾圧に反対して辞任したアブドルジャリール前法相が国家元首に相当する国民評議会議長に、経済閣僚を歴任したジブリー元国家計画会議議長が暫定首相に相当する国民評議会執行委員会委員長に就任するなど政権担当能力を有する人物が中心メンバーとして参加していた国民評議会が、軍事介入決定前に既にリビア国民の意思を代表する集団として国際的に認められていた。大統領選後の混乱に端を発して人道危機が起きたコートジボワールにおいては、選挙結果を認めないバグボ大統領に対抗するワタラ派が国連事務総長や主要先進国などから軍事介入決定前に既にコートジボワール国民の意思を代表する集団として国際的に認められていた。一方、シリアにおいては、反政府勢力が一枚岩からは程遠く、国際テロリスト集団が参加しているとの情報さえある。

(5) もっとも、あらゆる人道的介入を問題視する立場からは、その不発は何ら問題とならず、ディレンマとならない。しかし、「武力行使は最後の手段でありながらも大量殺戮に対しては決して無視してはならない選択肢である」(UN Document, A/54/2000 [27 March, 2000]) というのが、冷戦終結後の人道危機対策を担っ

が改善しない点を総称して人道主義のパラドックスと呼ぼう⁽⁶⁾。

以下、本章の流れとしては、まず第一節において、人道主義のパラドックスが生じる構造的要因（冷戦終結後の国際システムそれ自体の問題）を指摘し、そのようなシステム上の問題を緩和し得る処方箋のうち、相対的に実現可能性が高いものとして、安保理・ICC・国連平和構築委員会（Peacebuilding Commission: PBC）といった既存機関の超国家機関化について論じる。次に、第二節においては、そのような超国家機関化によって、既存機関が現在抱えているとされる問題が一定程度克服され得ることを示す。では、超国家機関化は、複数の機関にまたがる問題である人道主義のパラドックスをも克服するのか。第三節では、そこを論じるが、克服されるどころか、ある意味では、かえって難題となりかねないことが示される。最後に、以上の議論をまとめ、理論的含意や政策的含意に言及して結びとしたい。

1 人道主義のパラドックスの構造的要因

本節では、そもそも人道主義のパラドックスが、なぜ生じるのかを検討する。それは、冷戦終結後の国際システムそれ自体に求められるが（第一項＝診断書）、そのようなシステム上の問題を緩和し得る案として、既存機関の超国家機関化に着目する（第二項＝処方箋）。

(1) 診断書

人道主義のパラドックスは、なぜ生じるのか。この問題を、以下のように、二つに分けて考えてみよう。第一に、政策同士が衝突し得るほどの平和政策の多元化・重層化は、なぜ起きるのか。第二に、なぜ実際に平和政策同士が衝突するのか。

まず、第一の点については、人道危機の発生・深刻化・再発を防止できなかった先例の教訓を踏まえ新たな政策を次々と生み出した国連を中心とする国際社会の努力とともに（中村2014, p. 115）、力の偏在ともいえるべき、国際システムにおける単極構造に求めることができる。冷戦終結後のような、一方的抑止が可能なほどに特定国に力が集中した単極構造のもとでは、「国際社会」の名のもとに警察力を投入するかのように軍事介入を行なうことさえできる。地域紛争が超大国の代理戦争であり得た二極の際のように、局地紛争の拡大を恐れずに済むからである。また、やはり「国際社会」の名のもとに、人権・人道価値といった道義を高く掲げて地域紛争に関与できるようになった⁽⁷⁾。もっとも、軍事介入が万能ではない以上、軍事介入と

てきた元国連事務総長アナン認識であり、国際社会でも一定程度受け入れられている考えだろう。

(6) 政策間関係ではなく人道支援に限った議論ではあるが、人道主義という動機が必ずしも人道状況改善という帰結に結びつかない点を直視する先駆的業績に、Anderson 1999; Terry 2002がある。また、政策間関係に着目し議論を展開していると整理できる文献に、Goldsmith and Krasner 2003; 石田2009; 石田2011がある。

(7) 力と道義の両面に目配りした指摘として、藤原2001, pp. 112-113を参照。特に後者について、歴史をた

いう局面を迎えずに済むような他の対応策や、そもそも紛争が起きないようにするための予防策・再建策についても必要性が提起されたが⁽⁸⁾、軍事介入でさえ実行できる以上、他の平和政策についても、一定程度実行できるのは当然であった。このような環境が政策の多元化・重層化を可能にしたのである。

次に、第二の点については、道義の遍在というべき、関与国・被関与国政府・反政府勢力等の主体間の価値観の相違（道義の複数性とその遍在を可能にする）に求めることができる。単極構造の下でも、超大国などの関与国と被関与国政府・反政府勢力の間で価値観が一致しているわけでは必ずしもない。人権・人道価値を前面に出す関与側に対し、国家主権や自身の政治的立場の維持をより重視する被関与側が向かい合うことで、豊富な政策同士の衝突により効果が減じ得るのである。ここで、冒頭で確認した政策同士の衝突の具体例を想起しよう。例えば、介入基準設定という予防策と和平合意促進という対応策とのディレンマは、人権・人道価値を前面に出す関与側と、自身の政治的立場の保持をより重視する被関与国政府と反政府勢力とが道義を共有していないために起こるものである。もし、両者が人権・人道をより重視するという道義を共有していれば、被関与国政府側も反政府勢力側も和平合意に向けて譲歩し、ディレンマは生じ得ないだろう。もちろん、政治的争点をめぐる対立は必ずしも容易に解消されるものではないが、論争が深刻な武力紛争にまで発展し、文民に多大な被害を与えることが回避されやすくなるだろう。また、和平合意促進という対応策と不処罰克服という再建策とのディレンマは、関与側と自国の主権や自身の政治的立場の保持をより重視する被関与国政府とが道義を共有していないがゆえに起こるものであり、平和維持という対応策と平和構築という再建策とのディレンマもまた同様のものである。もし、両者が道義を共有していれば、和平合意や平和構築の進展に向けた譲歩がなされ、ディレンマは生じ得ないだろう⁽⁹⁾。このように、関与側と被関与側との道義の不一致は、非対称な力関係にありながら、そして関与側が豊富な政策の選択肢を持ちながらも、結果的に平和政策が奏功しないという逆説をうみだすと整理できるのである。換言すれば、力の偏在が用意した豊富な選択肢も、道義の遍在によって政策同士の衝突を招き、効果を減じるのである。

以上のように、力の分布は直ちに道義の分布に結びつくわけではなく、また、その逆でもな

どり冷戦終結後の介入が多国間主義的で人道目的の強いものへと変化していると指摘する文献として、Finnemore 2003, pp. 78-83, 97-98を参照。

(8) 例えば、予防策についてはUN Document, A/54/1 [31 August, 1999]、軍事介入以外の対応策と再建策についてはUN Document, A/55/305-S/2000-809 [21 August, 2000]、再建策についてはUN Document, A/63/881-S/2009/304 [11 June, 2009]を参照。

(9) 道義の複数性については、他にも以下のような点が指摘されている。国際刑事裁判に関しては、二村2013が国際刑事裁判の追求する「国際正義」と現地社会や暴力の被害者が望む「現地正義」との乖離を論じ、平和構築については、Richmond 2004が欧米的な自由民主主義価値観に基づく「リベラル・ピース」と現地慣習に基づく「ポストリベラル・ピース」との乖離を論じている。

い⁽¹⁰⁾。むしろ、力と道義がそれぞれ、集中・収斂しているのか、それとも分散しているのかという基準で類型化するのが妥当だろう（表1参照）⁽¹¹⁾。この四類型のうち、冷戦終結後の国際システムは、超大国アメリカに力が集中する一方で⁽¹²⁾、特定の道義が必ずしも世界大で共有されているわけではないことから、力の偏在と道義の遍在と理解することができる。つまり、人道主義のパラドックスが生じる要因は、冷戦終結後の国際システムそれ自体に求められる。

表1. 力と道義の分布（筆者作成）

	道義の偏在（収斂）	道義の遍在（分散）
力の偏在（集中）	世界社会・世界政府	冷戦終結後
力の遍在（分散）	ウィーン体制	冷戦期

(2) 処方箋としての超国家機関化

以上の診断が妥当であるとすれば、導かれる処方箋は、論理的には三つある（表1参照）。しかし、多くの人々の期待を集めるのは、前時代への逆行ではなく、世界社会（world society）、すなわち、コスモポリタンとしてのアイデンティティを持つ人々や組織によって構成される社会（Buzan 2004）と中央集権化された世界政府の到来だろう。

先述のとおり、冷戦期（表1右下）のように力が分散しては、実効的な政策を選択することが事実上できない。安保理の場における「国際の平和と安全に対する脅威」の認定は、冷戦終結後に、飛躍的な量的・質的拡大をみせたが（佐藤2002, pp. 27-29；酒井2003, pp. 243-246）、冷戦期には拒否権を持つ超大国間の対立により、脅威認定さえ、ほとんど行なうことができなかつたのである。また、ウィーン体制（表1左下）の道義が収斂しているのは、当時の国際政治の舞台がヨーロッパにおける宮廷外交というごく限られた地理的・身分的範囲に限られていた（Bull and Watson 1984 p. 425, pp. 429-433；藤原、大沼2009, p. 58）からであり、その

(10) この点につき、E・H・カーは、あたかも普遍的な道義であるかのように語られている自由貿易主義が、その実、大国イギリスの特殊利益であるがゆえに唱えられているに過ぎないといった点を看破して、道義とは力の関数であるとの理解を示している。Carr 1939/1946, p. 42, 45を参照。極めて重要な指摘であることは改めて言うまでもないが、「道義が問題にならない状態」と「道義が収斂している状態」とが必ずしも重ならない以上、力の分布と道義の分布を分けて論じる必要性は、なお残るだろう。

(11) 帝国という概念を極度に狭く捉えたとうえで近年のアメリカ帝国論を批判する姿勢に疑問が残るものの、Donnelly 2006, p. 143で示される四類型（単極か否かと他国よりも上位の権威を持つ国があるかという二つの軸による整理）から示唆を得た。

(12) 近年、多極化や無極化という議論が多くなされる点につき、それは「われわれが単極構造の秩序メカニズムに関してほとんど理論的な枠組みをもっていないからかもしれない」とする納家2013, p. 6の指摘は示唆に富む。続けて納家が指摘するように、「力の分布の変化」と「単極国の多国間主義への回帰過程」とは慎重に区別して論じられるべきだろう。

再来は考えにくい。まだ見ぬ世界社会に人々が希望を持つのは、故なきことではない。

とはいえ、世界社会の到来もまた容易ではない。そこで、本章では、世界社会ほどには人権・人道価値という特定の道義への収斂を期待できないものの、実現可能性が相対的に高い既存機関の超国家機関化について検討することとする。現在の「国家に分かれた社会」を世界社会へと近づけていく試みとして超国家機関化を捉えるわけである（最上 2006, p. 332）。現実の国際社会においては心機一転の再出発があり得ない以上、私達は新たな秩序を構想する出発点ではなく、既にその過程の中にいると考えるべきだろう（Bull 1977 p. 293）。

ここで、多義的な超国家機関という言葉が本章において何を指し示すのかを確認しておこう。今日存在する機関のうち、超国家機関と呼ばれることが多いのは、欧州連合（EU）の組織である欧州委員会やEU理事会だろう。それは、国連総会などの典型的な国家間（政府間）機関に比べて、「国家からの自立性」と「国家に対する拘束力」が高いからだと考えられる。自立性とは、主権国家の意思から独立して機関としての意思決定を行なうことであり、構成員が国家の代表ではない場合が典型的である。拘束力とは、そうして機関として決定した意思に主権国家を拘束させることである⁽¹³⁾。前者は意思決定に関わるものであり、後者は意思実現に関わるものだといえる（最上 2006, p. 178）。

もっとも、欧州委員会もEU理事会も典型的な超国家機関とは言い難く、後述するように一定の非超国家性を同時に抱えている。そこで、自立性と拘束力について単なる「有・無」で二分するのみならず、「高・低・無」で三分して整理してみよう（表2参照）。そして、自立性と拘束力のうち、いずれか一方が「高」、もう一方が「低」以上のものを超国家機関と呼ぶことにする。すなわち、表2に示したⅠ・Ⅱ・Ⅳの三つである。

EU理事会がⅡに位置するのは、拘束力は高いものの、国家の代表によって構成されている以上、典型的な超国家機関が有する自立性を保持しているとはいえないためである。ただし、Ⅲの安保理に比べれば、いわゆる拒否権に類するものがなく、不十分さが残るものの多数決制を原則化しようとしている点で、一定の自立性が認められる（最上 2006, pp. 181-182）。また、欧州委員会がⅣに位置するのは、個人の資格で選ばれた委員により構成されており自立性は高いものの、典型的な超国家機関が有する拘束力を保持しているとはいえないためである。立法の発議権の行使にあたり、ほとんど常にEU構成国代表の関与という制約がみられるのである（最上 2006, p. 180）。とはいえ、Ⅶの国連事務局に比べれば、遥かに大きな拘束力を持っていることは間違いない。

このような一定の制約を抱えているものの超国家性を持つEU理事会と欧州委員会、そして、

(13) 法化（legalization）の形態に着目する議論では、その指標の一つとして、義務の解釈がどの程度第三者へ委任されているかという意味で委任（delegation）という言葉が用いられるが、本章がいう自立性に含まれる。また、法的拘束力がどの程度強いかという意味で義務（obligation）、義務の定義がどの程度厳密かという意味で厳密さ（precision）という言葉が用いられるが、共に本章がいう拘束力に含まれる。Abbott and Snidal 2000, p. 423-424を参照。

より完全に超国家的な I を念頭に置いて議論を進める。ただし、I のように典型的な超国家機関は、「国家に分かれた社会」の下では、実現が極めて難しい点に留意しなければならない。自立性の向上と拘束力の向上とが、トレード・オフの関係にあるからだ。自立性を向上させるためには主権国家の手を離れることが求められるが、それでは拘束力が乏しくなっていく。拘束力を向上させるためには主権国家の後ろ盾が必要だが、それでは自立性が乏しくなっていくのである。超国家機関化は、「国家に分かれた社会」を世界社会へと近づけていくための試みであるが、それが「国家に分かれた社会」で行なわれる以上、上述のトレード・オフから容易に逃れられるものではない。

表2. 超国家機関の特徴（筆者作成）

		自立性		
		高	低	無
拘束力	高	【超国家機関】 I (一)	【超国家機関】 II (EU理事会)	III (安保理)
	低	【超国家機関】 IV (欧州委員会)	V (ICC)	VI (一)
	無	VII (国連事務局)	VIII (一)	IX (PBC)

なお、EU理事会や欧州委員会から類推してIIやIVを論じる際に参照されるのは、その自立性や拘束力の程度であり、地理的範囲ではない。以下では、EU理事会や欧州委員会のような機関が世界大で展開している場合を想定する。

2 超国家機関化が克服する国家間機関の課題

前節において処方箋として浮上した既存機関の超国家機関化について、安保理・ICC・PBCの三つに分けて、それぞれ確認していく。冒頭で挙げた平和政策同士の衝突（ディレンマ）に関する四つの具体例に関わるのが、上記の三機関だからである。その結果、各機関の超国家機関化は、各機関がそれぞれに抱えているとされる課題の克服に一定程度つながることが示される。

(1) 安保理と人道的介入

本項では、四つの具体例のうち第一・第四のディレンマに関わる安保理（適宜、国連総会に

についても言及する)を取り上げよう。現行の安保理体制下での人道的介入については、武力行使の濫用が懸念される一方で、人道危機の放置もまた懸念されている⁽¹⁴⁾。これは、法規範としてはおろか、政策的ガイドラインとしても介入基準、すなわち介入・不介入の意思決定前にはあらかじめ参照されるべき基準が整備されていないため、介入の是非が事案ごとに政治的に決定されるためだろう⁽¹⁵⁾。

法律家によって構成される非政府組織である国際法協会 (International Law Association) が1974年に介入基準の草案を作成したことはあったが、議論が本格化したのは冷戦終結後である。国際法学者や政治哲学者がその著作のなかで各々の案を示すようになり「正戦論の再興」とも称されたが、2000年にはイギリス政府からも提案がなされた。これは個人ではなく国家による提案である点に加え、多くの基準が介入してもよいという「許容」の要件を示しているなか、介入の「義務」(基準を満たせば介入へと導かれるという意味であり、法的義務ではない)を論じた点が特徴的であった (Stromseth 2003, p. 263)。しかし、国際的な賛同を得るには程遠かった。

そのようななか、カナダ政府は「介入と国家主権に関する国際委員会」(International Commission on Intervention and State Sovereignty: ICISS)を設立し、研究者や政治家、外交官が個人の資格で委員として参加した。そこでは、個人の生命や安全を守る責任は第一義的に当該国にあるが、その能力や意思が欠如している場合には国際社会に責任が移るとする「保護する責任」概念が提示され、主権概念の再検討を迫るものとして注目された (ICISS 2001)。そして、2004年のハイレベル・パネル報告書は、安保理と総会に対して介入基準を規定した決議を採択するよう勧告し、当時のアナン国連事務総長も翌年の事務総長報告において同勧告を受け入れた (UN Document, A/59/2005 [21 March, 2005], para 204-249)。しかし、同年に国連総会で開かれた世界サミットの成果文書に盛り込まれることはなかった (UN Document, A/RES/60/1 [24 October, 2005])。アフリカ諸国のなかには人道的介入の必要性を訴える国が少なくなかったが (Ayoob 2004, pp. 99-108)、裁量が制限されることを嫌うアメリカと、大国による恣意的な武力行使を懸念するアジアやラテンアメリカの諸国家とは、介入基準に消極的という点では

(14) 他にも、小松、大庭 [2014] で指摘されているように、付随被害 (コラテラル・ダメージ) やレジーム・チェンジに関する批判がある。本章では限られた紙幅の中で、人道主義のパラドックスに焦点を絞って論じるため扱わないが、重要な問題であり別の機会に論じたい。

(15) 政治的利害により、そもそも安保理での議題採択にさえ上らない事案もあるのが現状である。安保理での大使経験がある小澤俊朗・内閣府国際平和協力本部事務局長 (当時) は、「オトゥースというアフリカ人の児童保護担当の事務総長特別代表が、武力紛争下の児童の権利に関する安保理の報告書にIRAを取り上げたことがあり、チェチェンの児童についても言及していた。しかし、この報告書は、その後一切議論なく、まずIRA部分が削除された修正版が出され、その後チェチェン部分も削除された。これがP5の力である」と振り返る。東京財団2008年度第1回国連研究プロジェクト研究会議事録概要「安保理決議に基づく経済制裁」<http://www.tkfd.or.jp/research/news.php?id=261> (最終閲覧日: 2014年12月30日) を参照。

一致していたのである。また、介入の決定主体について、イギリス政府やICISSの提案では、個別国家による軍事介入の可能性が排除されていなかったが、ハイレベル・パネル報告書と世界サミット成果文書では、安保理の授權がある場合に限ると理解されるようになった。結局、安保理が介入の是非をケース・バイ・ケースで政治的に決めるという、これまで通りの体制に落ち着いたわけである。

では、安保理が自立性を高め、超国家機関化することで、上記の課題を克服し得るものなのか⁽¹⁶⁾。この点につき、介入基準の設定が、少なくとも政策的ガイドラインとしては可能になると考えられる。いわゆる拒否権が存在する現行の安保理や重要事項はコンセンサス採択が慣例となっている現行の総会と異なり、多数決による意思決定が原則化(表2 IIに移行)すれば、介入基準について何かしら合意することが可能になるだろう⁽¹⁷⁾。自立性が更に高まり表2 I・IVにまで移行すれば(ただし、自立性向上と拘束力向上のトレード・オフゆえ、Iへの移行は難しく、現状よりも拘束力を低めるという代償を払ってのIVへの移行が現実的である)、構成員が個人の資格で会議に参加したICISSにおける会議で合意されたような内容での介入基準設定も十分考えられる。そうすれば、「不要」な武力行使の抑制、「必要」な武力行使の促進、さらには大量虐殺の抑止への効果を見込むことができるだろう⁽¹⁸⁾。このように考えれば、安保理の超国家機関化は、現行の安保理体制が抱える人道的介入に関わる問題について、一定程度緩和するものだけといえる。

(2) ICCと不処罰克服

本項では、第二のディレンマに関わるICCを取り上げる。ICCは個人を裁く史上初の常設の国際裁判所として1998年のローマ規程で設立が決定され、2002年より始動したが、既に以下のような課題が指摘されている。

まず、訴追対象となる事案がアフリカに偏っている。たしかに、アフリカでは人道危機が多

(16) 既存の研究では、Buchanan and Keohane 2004; Ikenberry and Slaughter 2006のように、民主主義国協調/民主主義国連盟の創設による解決が一部で模索されている。超国家機関化ではなく、国家間機関の構成員資格の限定により状況の打開を図っているわけであるが、この構想にも少なからぬ問題点がある。その問題点については、Reus-Smit 2005, pp. 81-91; 千知岩 2013, pp. 121-125を参照。

(17) 安保理常任理事国が新たな意思決定方法に同意する条件についての興味深い指摘として、Fearon 2008, pp. 188-189を参照。①投票で負けるコストが低下する場合、②時に負けてもいいと感じるほど新しい投票方法が経じて効果的である場合、③国際情勢の変化によって国際的な協力の価値が高まった場合、④協力による利益が投票における時折の敗北による損失を上回ると感じた場合、などが挙げられる。

(18) この点に、人道的介入のガイドラインの特徴があるといえる。武力行使に関するガイドラインとしては、対テロ自衛についても議論が盛んであるが(正当性と実現可能性の双方に考慮する興味深い試みに、Ahmed 2013がある)、後者への配慮は不要もしくは効果が望みにくい。自衛の場合に必要な武力行使が躊躇される可能性はごく低いし、テロに対する抑止は極めて難しいからである。

発しているが、他の地域で起きていないわけではない。にもかかわらず、2014年末までの取り扱い案件8件全てがアフリカに関するものなのである。2013年10月には、この偏りに反発するAU（アフリカ連合）が特別首脳会議を開き、国家首脳は在職中に訴追されるべきではないとの見解で一致し、一部では集団脱退を検討するべきだとの意見も出た。そのような偏りがみられるアフリカにおいてさえも、スーダンの現職大統領であるバシールに対して2009年3月に逮捕状が発行されながら2016年末現在もおお逮捕に至っておらず、バシール大統領は国際会議に参加し続けている。

以上の課題が生じるのは、現行のICCが典型的な国家間機関に比べて、検察官や裁判官が個人の資格で捜査や訴追、判決を行ない、常設の裁判所として普遍的に管轄権を行使するという点で自立性・拘束力の双方を有しながら、そのいずれもが決して高いとは言えない（表2 V）ことに原因があると考えられる。まず、地理的な偏りについては、安保理が一定の条件のもとで訴追の延期を求めることができるという形でICCの自立性を制約しているがゆえに起きる現象だといえる。ICCが管轄権を行使するには、①締約国の自己付託、②安保理の付託、③ICC検察官による捜査開始の三つのケースがあるが、安保理で大きな力を持つ常任理事国や、それらの国の利害関心が強い国における事態は、端から訴追対象となりにくい一方⁽¹⁹⁾、冷戦終結後のアフリカのように大国の利害関心が必ずしも高くない地域に対しては訴追がなされるわけである。また、訴追が決定されながらも逮捕に至らないのは、ICCが警察組織を備えておらず、しかも、国家主権尊重の観点から補完性の原則⁽²⁰⁾が採用されている（ローマ規程17条1項）ために、捜査や逮捕については被疑者の国籍国や関係国に頼らざるを得ない点で拘束力（強制力）が限られているからだと考えられる。

そうだとすれば、安保理の訴追延期要請権限が廃止され、自立性が高まることで超国家機関化（表2 IVに移行）した場合、訴追対象の地理的制約は緩和し得る。また、ICCが自前の警察組織を備えたり、補完性の原則から自由になったりして拘束力が高まることで超国家機関化（表2 IIに移行）した場合、訴追がされながら逮捕がなされない事態は起きにくくなる。自立性・拘束力の双方が高まることで超国家機関化（表2 Iに移行）した場合は、両課題ともを緩和し得ることになるだろうが、Iへの移行は、先述のとおり極めて難しい。

(3) PBCと平和構築

本項では、第三・第四のディレンマに関わるPBCを取り上げよう。2005年に国連総会で開かれた世界サミットの成果文書（UN Document, A/RES/60/1 [24 October, 2005]）に基づき、平和構築の政策メニューを現地ニーズに照らして統合的・戦略的に組み立て、安保理や総会に対

(19) そもそも、アメリカ、ロシア、中国の三カ国は、2017年2月現在、依然としてICCに加盟していない。

(20) 当該国が捜査と訴追の意思や能力を持たない場合に限り、ICCが管轄権を行使するという原則。

して勧告を行なう権限を持つPBCが設立された。オペレーション実施機関やドナー機関ではなく、政府間の諮問機関（intergovernmental advisory body）であるが、平和構築への注目が高まるにつれ諸機関の政策がときにちぐはぐになったことを教訓とした措置であった。

ただし、このPBC設立後もコートジボワールや中央アフリカなど少なからぬ地域において人道危機が再発している。特に、リビアにおいては、2011年に安保理決議の授權を得て軍事介入がなされたにもかかわらず、大規模な人権侵害を行なったとされるカダフィ政権の崩壊後、多国籍軍が早期撤退し、PKOの派遣等もなされず、平和構築過程への国際社会の関与が極めて限定的であった。脚注4で先述したように、反カダフィ政権勢力の「国民評議会」には政権担当能力を有する人物が中心メンバーとして参加していたため、国外からの平和構築支援はさほど必要ないと考えられたのかもしれないが、結果的には治安が一向に改善せず、その間隙を突いて「イスラム国」が勢力を拡大するに至っている。

以上の課題が生じるのは、現行のPBCが典型的な国家間機関そのもの（表2 IX）であることに原因があると考えられる。PBCの主要な意思決定を担う組織委員会は国家の代表により構成され⁽²¹⁾、コンセンサスによる意思決定方法が採用されているため、コストを考慮する構成国からの反対が出にくい比較的情勢の安定した小規模な国（ブルンジやシエラレオネ、ギニアビサウ、中央アフリカ共和国、リベリア、ギニア）ばかりが対象に選ばれている。アフガニスタンやイラク、コンゴ民主共和国、コートジボワール、スーダン、リビア、シリア等の大規模な事案については、これまでに対象とされていない。また、設立決議から5年が経過した際になされた国連内の見直し作業に際しては、PBCの勧告に法的拘束力がないため安保理や総会において諸国家から重視されているとはいえ、対象地域についても必ずしも期待通りの役割を果たせていないとの評価が下された（UN Document, A/64/868-S/2010-393 [21 July, 2010]）。

以上の分析が妥当だとすれば、構成員が個人の資格で会議に参加するような形態になり、自立性が「高」まで高まった（表2 IVに移行）場合、情勢の安定した国を選びがちになる問題は緩和し得る。また、PBCの勧告がEU理事会の決定や安保理決議のように拘束力が「高」まで高まった（表2 IIに移行）場合、諸国家から勧告を軽視される事態は起きにくくなる。自立性・拘束力の双方が「高」まで高まることで超国家機関化（表2 Iに移行）した場合には両課題ともを緩和し得ることになるが、Iへの移行は、先述のとおり極めて難しい。

以上のように、既存機関の超国家機関化は、各機関がそれぞれに抱える課題の克服に一定程度つながる。では、超国家機関化は、複数の機関にまたがる問題である人道主義のパラドックスをも克服できるのだろうか。節を改めて論じたい。

(21) 安保理枠として7カ国、経済社会理事会枠として7カ国、主要財政貢献国として5カ国、主要軍事・警察要因派遣国枠として5カ国、総会枠として7カ国の計31カ国により構成される。

3 人道主義のパラドックスを克服できるか

本節では、冒頭に示した四つの平和政策同士の衝突（ディレンマ）について、超国家機関化により、そのような問題が解消され得るかを一つずつ確認していく。その結果、各機関が現状抱える課題の克服には一定程度つながる超国家機関化をもってしても、人道主義のパラドックスは解消されるどころか、ある意味では、かえって難題となりかねないことが示される。

(1) 介入基準設定と和平合意促進のディレンマ

安保理の超国家機関化により実現される介入基準の設定、特にICISSが主張するようなR2P基準のガイドライン化（表2のI・IVで可能）は、反政府勢力側の自陣営に好意的な形での介入への期待をますます高め、妥協（和平合意）への誘因を奪うことになるだろう。人道危機がしばしば放置される現状に比べれば、相対的に高確率で介入がなされるようになるとの予測が立つからである。

もっとも、同様の理由で、大規模な人権侵害を引き起こしかねない政府への抑止の役割も果たすことになるとも考えられる。介入断行への予測が立ちやすくなることで、介入への恐れからそもそも人道危機が生じにくくなるのではないか。

しかし、介入への期待にせよ、恐れにせよ、あるときには介入がなされ、あるときにはなされないといった不確実性が無視できる程度まで減少するのは、実現が極めて難しい表2のIにまで移行した場合のみである。自立性の向上によりR2P基準のガイドライン化がなされたところで、拘束力の低いIVまでの移行にとどまる限りは不確実性が残るため、大規模な人権侵害を引き起こしかねない政府への抑止は必ずしも成功するわけではない。そして、抑止に失敗し、不幸にも人道危機が生じた際に、介入回避を予測する政府側と異なり反政府側が介入断行を期待した場合、当事者間の和平合意を促進することで深刻化を防ぐことは、難しいと言わざるを得ない。不確実性の存在は、一方の主体には「介入回避の楽観」、もう一方の主体には「介入断行の楽観」といったように、異なる予測をもたらしかねないのである。

では、人道危機発生後に介入断行をちらつかせて威嚇することで人道危機の深刻化を止められないのだろうか。しかし、人道危機の発生よりも、ひとたび発生してからの深刻化を抑止することの方が更に難しいように思われる。深刻化抑止という、いわば「第二段階」まで進んできた主体は、発生抑止という「第一段階」で抑止が効かなかった相手であるからだ⁽²²⁾。

また、冒頭で確認したように、人道主義のパラドックスは、何も予防策と対応策の衝突によつ

(22) この点は、国際危機についての議論ではあるが、抑止を一般抑止 (general deterrence) と即応抑止 (immediate deterrence) の二段階に峻別して考える Morgan 1983; Fearon 2002 を参考にした。

でのみ引き起こされるわけではない。次にみるように、対応策と再建策との衝突をも克服しない限り、人道主義のパラドックスは克服されないのである。

(2) 和平合意促進と訴追徹底のディレンマ

自立性を高める形でのICCの超国家機関化(表2のI・IV)は、人道危機発生国政府指導者の訴追に対する不安をますます高め、妥協(和平合意)への誘因を奪うことになるだろう。訴追対象に地域的な偏りがある現状に比べれば、相対的に高確率で訴追されるようになるとの予測が立つからである。

もちろん、同様の理由により、大規模な人権侵害を引き起こしかねない者への抑止の役割が果たされ、そもそも人道危機が生じにくくなるとも考えられる(Akhavan 2009)。その限りでは、超国家機関化は、人道主義のパラドックスを一定程度緩和するようにも思われる。

しかし、訴追の不確実性が減少するのは、実現が極めて難しい表2のI、および自立性の低さから訴追対象の偏りを改善できないIIに移行した場合のみである。したがって、(1)で論じたのと同様に、人道危機発生の抑止は必ずしも成功するわけではない。そして、抑止に失敗し、不幸にも人道危機が生じた際に、和平合意を迫られてはじめて当事者が訴追を恐れるようになった場合、和平合意の促進によって事態の深刻化を防ぐことは難しくなると言わざるを得ない。大規模な人権侵害に着手した時点では訴追される可能性を低く見積もっていた当事者が、その後の国際社会の対応(例えば、事態をICCに付託することを決定した安保理決議の採択)をみて、考えを改めることは何ら不思議なことではない。不確実性の存在は、ある時点では「訴追回避の楽観」、別の時点では「訴追断行の悲観」といったように、同じ主体に対してさえも異なる予測をもたらしかねないのである。

(3) 平和維持と平和構築のディレンマ

PBCの超国家機関化による平和維持と平和構築のディレンマ克服についても、ほぼ同様の論理で説明できる。自立性を高める形でのPBCの超国家機関化(表2のI・IV)は、期間・内容が拡大した平和構築活動に対する人道危機発生国政府指導者の主権制約への不安をますます高めることになり、妥協(平和維持部隊の受入れ)への誘因を奪うことになるだろう。情勢の安定した国を活動対象に選びがちな現状に比べれば、相対的に高確率で外部からの平和構築が実行されるようになるとの予測が立つからである⁽²³⁾。

他方において、同様の理由により、大規模な人権侵害を引き起こしかねない者への抑止の役

(23) 先述のとおり、PBCはオペレーションを実際に担うわけではないが、諮問機関としての機能を高めることは、諸国家・諸主体の平和構築活動への参加を促進することになる。

割が果たされ、そもそも人道危機が生じにくくなるとも考えられる。しかし、平和構築に関する不確実性が減少するのは、実現が極めて難しい表2のⅠ、および自立性の低さから情勢の安定した国が対象に選ばれがちだという問題点を改善できないⅡに移行した場合のみである。したがって、(1)や(2)と同様、人道危機発生を抑止は必ずしも成功するわけではない。そして、抑止に失敗し、不幸にも人道危機が生じた際に、平和維持部隊の受入れを迫られる時点では当事者が平和構築による主権制約を恐れるようになった場合、平和維持部隊を受け入れさせることで事態の深刻化を防ぐことは難しくなると言わざるを得ない。不確実性の存在は、ある時点では「主権制約回避の楽観」、別の時点では「主権制約断行の悲観」といったように、同じ主体に対してさえも異なる予測をもたらしかねないからである。

(4) 人道的介入と平和構築のディレンマ

ただし、PBCが超国家機関化すると、平和構築活動をより多国（多主体）間で行なうことにつながり一カ国（主体）当たりのコストが減じるため、将来の平和構築コストを懸念しての人道的介入への尻込みについては解消され得る（Lake 2010, p. 44）。その点では、ディレンマの解消といえる。

しかし、それは軍事介入の頻発、より悲観的なシナリオでは濫用につながりかねない。そのような事態を防ぐためには介入基準の設定が求められるが、それは、(1)の「介入基準設定と平和合意促進のディレンマ」の議論、つまり振り出しにまで戻らなければならないことを意味する。

ここに、予防策・対応策・再建築という平和政策間の衝突のみならず、四つのディレンマの連関、それも「悪循環」を看取できる。自立性向上と拘束力向上のトレード・オフがある限り、超国家機関化によっても人道主義のパラドックスから容易に逃れられるものではないとの結論を導かざるを得ない。超国家機関化といった理想にもかかわらず人道状況が改善されない現実を目の当たりにした際に人々が抱く落胆を考慮すれば、むしろ、かえって難題となる危険性（例えば、介入疲れや援助疲れの蔓延）さえ孕んでいる。

おわりに

超国家権力の出現は、現代世界で問題とされているものの克服につながるのか。このようなテーマを掲げる本書において、本章は、安保理・ICC・PBCといった既存機関の超国家機関化によって人道主義のパラドックスが克服され得るかという問いに取り組んだ。そこから得られた結論は、以下のとおりである。

超国家機関の形成は、国家からの自立性や国家への拘束力を高めることにより、第2節で示した現状の国家間機関がそれぞれ抱える問題を緩和する。しかし、複数の機関にまたがる問題

である人道主義のパラドックスについては、それによって緩和されるどころか、かえって難題となる危険性を孕んでいる。

人道主義に基づく政策が必ずしも所期の目的を達成できない点については、近年指摘される機会が多くなってきた。人道主義に自己陶醉し不遜になることで、出来もしない約束をしてしまい、しかも、その約束を自ら信じるようになる点への警告 (Keneedy 2004, xviii) や、人道主義に基づく行動が首尾一貫しないのは、道義の変化により別の道義と緊張関係が生じるようになるからだといった分析 (Finnemore 2008, pp. 197-198, 223) がなされている。また、人道主義の歴史を19世紀まで遡り、政治的利害に左右されるのは近年だけの特徴ではなく、人道主義の誕生期から続く傾向だと論じるものもある (Barnett 2011, pp. 5-6, 18)。これらの先行研究に対し、人道主義に基づく政策同士の衝突という超国家機関化によっても克服が困難な問題を指摘した点に、本章の理論的な特徴があることを改めて確認しておきたい。

もっとも、筆者はここで、現状変更の実現不可能性を嘲笑するだけのシニシズムを称揚するつもりは毛頭ない。また、いつ訪れるともしらぬ世界社会の到来を夢想するだけのユートピアニズムに賭けるつもりも全くない。それを示すためにも、やや悲観的な本章の分析からでも得られる二つの政策的含意に言及して結びとしたい。

第一の政策的含意は、人道主義のパラドックスの克服がかえって難しくなるのは、超国家機関の設立それ自体というよりも、むしろ超国家機関に人々が過度の期待を寄せるときという戒めである。超国家機関化は「国家に分かれた社会」を世界社会へと近づけていくためになされるが、それは取りも直さず、依然として「国家に分かれた社会」における取り組みであることを意味する。そうである以上、安保理・ICC・PBCの自立性向上と拘束力向上とがトレード・オフの関係にあることから、軍事介入にせよ、訴追にせよ、平和構築にせよ、あるときにはなされ、あるときにはなされないという不確実性が残る。それ自体は仕方のないことであるが、依然として不確実性が残る点を十分に自覚せぬまま政策を進めては、超国家機関という言葉の理想的な響きとパラドックス克服が依然として困難だという現実との乖離に戸惑うことになるだろう。

第二の政策的含意は、特定の政策にのみ着目し部分最適を積み重ねていけば自ずと全体最適になるわけではないという戒めである。たまたま目についた特定の政策についてののみ改革案を提出して満足しているようでは、生態系全体への影響を考慮することなく眼前の害虫駆除に精を出すのと本質的に選ぶところがない⁽²⁴⁾。多元化・重層化した平和政策は、もはや政策間の連鎖反応から自由ではないのである。特定の政策を担う機関についてのみ超国家機関化を検討するのではなく、政策間の相互関係にも配慮しながら検討するべきである。ただし、だからといっ

(24) もちろん、これは特定の政策に分析の焦点を絞る議論を直ちに否定するものではない。世に数多ある課題のなかから、何らかの理由で重要と考えられるものを自覚的に選び、更にその課題に関わる特定の政策について自覚的に絞った上で立論することは、綿密な議論を可能にするという意味でも、また紙幅や時間の制約という現実的な観点からも正当化されるだろう。

て、安保理・ICC・PBCを同時に超国家機関化すれば、それで済むわけでもない。各超国家機関が物理的に共存するのみならず、互いの政策の弊害に配慮し、協働できなければならないのである。もっとも、それは、言うは易く行なうは難きことの典型かもしれない。

変えるべきものと変えることのできないものとを、どうすれば見極められるのか。ラインホルド・ニーバーの祈りとして有名な問いへの答えは、その問いほどに有名ではない。しかし、この問いに向き合い続けられない限り、パラドックスはパラドックスのままであり、やがて人はシニシズムとユートピアニズムとに引き裂かれてしまうだろう。

参考文献

- 石田淳 2009 「人権と人道の時代における強制外交—権力政治の逆説—」 日本国際政治学会編 『日本の国際政治学 第2巻 国境なき国際政治』、有斐閣。
- 石田淳 2011 「弱者の保護と強者の処罰 —《保護する責任》と《移行期の正義》が語られる時代—」 『年報政治学』 2011-1 pp. 113-132.
- 大芝亮、藤原帰一、山田哲也編 2006 『平和政策』、有斐閣。
- 小松志朗、大庭弘継 2014 「人道的介入—避けられない非人道性—」 高橋良輔、大庭弘継編 『国際政治のモラル・アポリア—戦争/平和と揺らぐ倫理—』、ナカニシヤ出版。
- 酒井啓亘 2003 「国連憲章第三十九条の機能と安全保障理事会の役割—『平和に対する脅威』概念の拡大とその影響—」 山手治之、香西茂編 『現代国際法における人権と平和の保障 下巻』、東信堂
- 佐藤哲夫 2002 「国連安全保障理事会の創造的展開—湾岸戦争から9.11 テロまでを中心として—」 『国際外交雑誌』 101 巻3号 pp. 21-45.
- 下谷内奈緒 2012 「国際刑事裁判のディレンマの政治構造」 『平和研究』 38号 pp. 57-76.
- 千知岩正継 2013 「『保護する責任』を司るグローバル権威の正当性—国連安保理と民主主義国協調—」 『国際政治』 171号 pp. 114-128.
- 中村長史 2014 「人道主義のパラドクス—冷戦終結後の人道危機対策再考—」 『平和研究』 43号 pp. 109-125.
- 納家政嗣 2013 「新興国の台頭と国際システムの変容」 『国際問題』 618号 pp. 5-16.
- 藤原帰一 2001 「内戦と戦争の間—国内政治と国際政治の境界について—」 『年報政治学』 pp. 97-119.
- 藤原帰一、大沼保昭 2009 「国際政治と国際法の間で」 『法学セミナー』 651号 pp. 56-65.
- 二村まどか 2013 「国際刑事裁判をめぐる『国際正義』と『現地（の）正義』」 『平和研究』 41号 pp. 57-72.
- 最上敏樹 2006 『国際機構論 第2版』、東京大学出版会。
- Abbott, Kenneth W. and Duncan Snidal. 2000 "Hard and Soft Law in International Governance", *International Organization* vol.54 (3) 421-456.
- Ahmed, Dawood. 2013 "Defending Weak States Against the 'Unwilling or Unable' Doctrine of Self-Defense", *Journal of International Law and International Relations* vol.9 1-37.
- Akhavan, Payam. 2009 "Are International Criminal Tribunals a Disincentive to Peace?: Reconciling Juridical Romanticism with Political Realism", *Human Rights Quarterly* vol.31 (3) 624-654.
- Anderson, Mary. 1999 *Do No Harm: How Aid Can Support Peace or War*, Lynne Rienner.
- Ayoob, Mohammed. 2004 "Third World Perspectives on Humanitarian Intervention and International Administration", *Global Governance* vol. 10 (1) 99-118.

- Barnett, Michael. 2011 *Empire of Humanity: A History of Humanitarianism*, Cornell University Press.
- Bellamy, Alex J. and Paul D. Williams. 2012 “On the limits of Moral Hazard: The ‘Responsibility to Protect’, Armed Conflict and Mass Atrocities”, *European Journal of International Relations* vol. 18 (3) 539–571.
- Blair, Tony. 2010 *A Journey: My Political Life*, Random House.
- Buchanan, Allen and Robert O. Keohane. 2004 “The Preventive Use of Force: A Cosmopolitan Institutional Proposal”, *Ethics and International Affairs* vol. 18 (1) 1–22.
- Bull, Hedley. 1977 *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics*, Colombia University Press.
- Bull, Hedley and Adam Watson eds. 1984 *The Expansion of International Society*, Oxford University Press.
- Buzan, Barry. 2004 *From International to World Society?: English School Theory and Social Structure of Globalization*, Cambridge University Press.
- Carr, E. H. 1939/1946 *The Twenty Years Crisis 1919–1939: An Introduction to the Study of International Relations*, Macmillan.
- Donnelly, Jack. 2006 “Sovereign Inequalities and Hierarchy in Anarchy: American Power and International Society”, *European Journal of International Relations* vol.12 (2) 139–170.
- Fearon, James. 2002 “Selection Effects and Deterrence”, *International Interactions* vol. 28 (1) 5–29.
- Fearon, James. 2008 “International Institutions and Collective Authorization of the Use of Force”, Alan Alexandroff ed. *Can the World be Governed?: Possibility for Effective Multilateralism*, Wilfrid Laurier University Press.
- Finnemore, Martha. 2003 *The Purpose of Intervention: Changing Beliefs about the Use of Force*, Cornell University Press.
- Finnemore, Martha. 2008 “Paradoxes in Humanitarian Intervention”, Richard M. Price ed. *Moral Limit and Possibility in World Politics*, Cambridge University Press.
- Goldsmith, Jack and Stephen Krasner. 2003 “The Limits of Idealism”, *Daedalus* vol. 132 (1) 47–63.
- Keohane, Robert O. 2003 “Political Authority after Intervention: Gradations in Sovereignty”, in Holzgrefe J. L. and Robert Keohane ed. *Humanitarian Intervention*, Cambridge University Press.
- Ikenberry, John and Anne-Marie Slaughter. 2006 *Forging a World of Liberty under Law: U.S. National Security in the 21st Century*, The Princeton Project Papers.
- Kennedy, David. 2004 *The Dark Sides of Virtue: Reassessing International Humanitarianism*, Princeton University Press.
- ICISS (International Commission of Intervention and State Sovereignty), 2001 *The Responsibility to Protect*, International Development Centre.
- Kuperman, Alan J. 2008 “The Moral Hazard of Humanitarian Intervention: Lessons from the Balkans”, *International Studies Quarterly* vol. 52 (1) 49–80.
- Kydd, Andrew H. 2010 “Rationalist Approaches to Conflict Prevention and Resolution”, *Annual Review of Political Science* vol. 13 101–121.
- Lake, David A. 2010 “Two Cheers for Bargaining Theory: Assessing Rationalist Explanations of the Iraq War”, *International Security* vol. 35 (3) 7–52.
- Morgan, Patrick M. 1983 *Deterrence*, Sage.
- Reus-Smit, Cristian. 2005 “Liberal Hierarchy and the Licence to Use Force”, *Review of International Studies* vol. 31 71–92.
- Richmond, Oliver. 2004 “UN Peacebuilding Operations and the Dilemma of the Peacebuilding Consensus”, *International*

Peacekeeping vol. 11 (1) 83-102.

Rowlands, Dane and David Carmet. 1998 "Moral Hazard and Conflict Intervention", Murray Wolfson ed. *The Political Economy of War and Peace*, Kluwer Academic Publishers.

Stromseth, Jane. 2003 "Rethinking Humanitarian Intervention: The Case for Incremental Change", in Holzgrefe J. L. and Robert Keohane ed. *Humanitarian Intervention*, Cambridge University Press.

Terry, Fiona. 2002 *Condemned to Repeat? :The Paradox of Humanitarian Action*, Cornell University Press.

Vinjamuri, Leslie and Jack Snyder. 2004 "Advocacy and Scholarship in the Study of International War Crime Tribunals and Transnational Justice", *Annual Review of Political Science* 345-362.

* 本稿脱稿後に五十嵐元道 2016『支配する人道主義—植民地統治から平和構築まで—』などの人道主義に関する優れた新刊の著書・論文に接した。これらの研究成果を踏まえた分析については、他日を期したい。

* 本研究はJSPS 科研費 15J04383（特別研究員奨励費「撤退の意思決定過程」、研究代表者＝中村長史）の助成を受けたものです。

